

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成30年度（2018年度）第9回（定例会）

署名人 比嘉佳代

教育長 田端一正

開催日時 平成30年（2018年）8月14日（火）

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時45分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

〔教育長・教育委員〕

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】屋比久猛義部長、山内健副部長

（総務課）仲程直毅課長、森田勝副参事、平安真希子主査

【学校教育部】奥間朝順部長、森田浩次副部長

（学校教育課）馬上晃課長、佐久田悟副参事、上江洲寛副参事、名嘉めぐみ指導主事、高良和稔主事

（学校給食課）伊禮弘匡課長、久貝斉主幹、幸地英子主査

議事日程

- 1 議案第16号 那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について【学校給食課】
- 2 議案第17号 那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則について【学校給食課】
- 3 報告1 教育長が専決したことについて ※教職員の退職について内申【学校教育課】
- 4 議案第18号 平成31年度使用小学校教科用図書の採択について【学校教育課】
- 5 議案第19号 平成31年度使用中学校教科用図書の採択について【学校教育課】

6 議案第20号 平成31年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について
【学校教育課】

7 議案第21号 平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について【学校教育課】

会議録作成（総務課）平良俊弥主査

田端教育長 ハイサイ、8月も半ばになりますけど、いかがでしょうか。毎日、暑い日が続いておられますけれども、つつがなくお過ごしのことと思います。本日は議案が6件、報告が1件あります。案件によっては非公開になるようなことがあるかも知れませんが、その時には傍聴の方にはご協力をお願いしたいと思います。それでは平成30年度第9回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は、比嘉委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。それでは議案6件のうちの最初なんですけど、議案第16号、それから第17号、いずれも給食関連でありますけれども、関連しますので一括して審議を行いたいと思います。では議案第16号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について」、議案第17号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願いします。

奥間部長 議案第16号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について」、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を別紙のとおり制定する。平成30年8月14日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるため、この案を提出する。

議案第17号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。平成30年8月14日提出。教育長 田端 一正。提案理由 上間学校給食センターの設置に伴う、給食実施校を定めるため、この案を提出する。以上、詳細については、学校給食課の方から行います。

田端教育長 伊禮学校給食課長、お願いします。

伊禮課長 よろしく申し上げます。まず議案第16号についてでございますが、資料の2ページが平成30年3月26日に公布されました那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例でございます。こちらで、その施行期日を教育委員会規則で定める日から施行するというので、規則の方に委ねておりました。その内容としましては上間学校給食センターの施行期日を定めるものでございます。施行期日を定める規則として、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例(平成30年那覇市条例第14号)の施行期日は平成30年9月1日とする、というものでございます。

関連しますので続きまして、議案第17号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について」でございますが、こちらの方は、資料の1ページの方をご覧ください。内容としましては、新たに設置します上間学校給食センターの給食実施校を定める規則になっております。実施校は上間小学校と寄宮中学校としております。そして、現在、寄宮中学校に給食を供している真和志学校給食センターの方からは、寄宮中学校を外す内容となっております。上間学校給食センターの設置が9

月1日なんですけれども、実際に調理を開始するのは11月1日からということで予定しております。9月1日につきましては、上間学校給食センターを担当する栄養士等の発令と言いますか、配置が9月1日となります。調理業務につきましては業務委託を予定しております。その契約が予定として9月10日に行いまして、新設なものですから給食開始までの間、鍋とか調理器具の試運転、あるいは各クラスの食缶といった消耗品関係の分類作業をする、というような時間がかかりますので、給食開始は11月1日ということで予定しています。現在、上間小学校につきましては、校舎改築等の関係で真和志学校給食センターの方から配送しております。給食開始までの間、引き続き真和志学校給食センターの方から、10月いっぱいまでは配送するという予定になっております。以上でございます。

田端教育長 それでは、この件について、ご質問、ご意見ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、議案が2つありますので、まず一つ目から、議案第16号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について」は、原案のとおりで異議はございませんか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。異議なしとのこと。まず一つ目、議案第16号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について」は、議決いたしました。

続いて二つ目であります。議案第17号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則について」は、議案のとおりで異議はございませんでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。異議なしとのこと。それでは議案第17号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。

次に報告1でございます。報告1は人事に関する案件であるため、非公開とすることが適当であると思われ。報告1を非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。異議なしとのこと。それでは報告1は、非公開といたします。なお、報告が終わりまして、議案18号から議案21号については、再び公開といたしますので、よろしくお祈いします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

田端教育長 非公開を解きます。次の議案に移ります。議案第18号「平成31年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願いします。

奥間部長 議案第18号「平成31年度使用小学校教科用図書の採択について」、平成31年度使用小学校教科用図書について別紙のとおり採択する。平成30年8月14日提出。

教育長 田端 一正。提案理由 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条に基づき、平成31年度使用小学校教科用図書について、採択する必要があるため、この案を提出する。詳細については、学校教育課から行います。

田端教育長 はい、馬上学校教育課長、どうぞ。

馬上課長 議案第18号ですが、以降の議案とも関連しますので教科書採択について、基本的な部分を、まず最初に説明申し上げたいと思います。4ページの資料4をご覧ください。採択の周期についての表がありますので、そちらを使って大まかな説明をしたいと思います。平成30年度の方をご覧ください。小学校の方ですが、三角が全教科の採択となっております。これは4年前に採択された教科書の継続採択という形で、全教科書の採択となります。そして隣の方の平成31年度の三角は、新規に検定を通った教科書の採択となっております。これは次年度行う予定です。今年度は、今、使っている教科書の採択をしていただかないといけないので、次年度に1年間だけ使う教科書を採択する形になります。道徳の方は黒丸になりますが、去年採択された道徳の教科書、こちらを2年間使うような形になります。この様な形で周期がありまして、採択した教科書をそれぞれ次の年度に使うような形でやっていきます。そして資料の2の方をご覧ください。資料の2は、これは平成29年度に通知がありまして、日付が平成30年3月30日付の資料となっております。教科書採択における公正確保の徹底等についての文部科学省からの通知となっております。その中で3 平成30年度の教科書採択における留意点について、それぞれ(1)小学校の教科書の採択について(2)中学校用教科書について(3)特別支援学校の小・中学部用教科書についての説明となっております。

それでは最初の方に戻って説明いたします。議案第18号の次のページになります。平成31年度使用小学校教科書の一覧があります。こちらが平成30年度に採択して、平成31年度だけ使う教科書の一覧となっております。この中から採択しないといけないという形になります。そして表の最後の方に、昨年度、採択されました小学校の道徳の教科書も、一応、一覧の中に入っております。こちらは昨年度採択されて、平成30年度、31年度、2年間の使用という形で一覧の中に入っていますが、こちらは、また、別枠での採択となっております。以上の小学校の教科書を採択してよろしいでしょうか、ということで資料を出しております。あと、1ページの資料の1に、先程、説明にありました関連法令を載せてあります。説明は以上です。

田端教育長 この件について、ご質問、ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。特に説明を求めたりするような、ご質問等ありませんか。はい、喜屋武委員どうぞ。

喜屋武委員 小学校の教科書について、道徳以外が新しく採択されるとのことですが、今年度まで使われている教科書会社と、今回、教科書会社が変わるのは、何件位ありますか。

馬上課長 前年度と変更は1社もございません。前回の教科書採択の協議会の中で、継続採択の教科書が選定されましたので、それを今、教育委員会会議で採択の議案として挙げております。

喜屋武委員 わかりました。ありがとうございます。

馬上課長 特に新しい教科書とか、そういうのは出てきていません。次年度、検定されるために、今年度は新しいものは出ておりません。同じ教科書会社となっております。

田端教育長 教科書採択というのは、毎年採択しないといけないんですよね。この表にあるものは、4年目を迎える教科書ということですよ。4年目を迎える教科書なので、新しく採択しないといけないんですけど、文部科学省の方から選定教科書が出てきてないものですから、同じものをまた、採択するということになる訳です。そういうことで良いでしょうか。

馬上課長 はい、同じものになります。資料の2の文部科学省の通知の方には、平成30年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、学校教育法附則第9条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する小学校教科書目録に搭載されている教科書のうちから平成31年度に使用する教科書を採択しなければならないということで、この目録の中に出てきた教科書が、現在、使われている教科書ですね。これがその一覧となっております。その中から那覇地区では、同じものが前回の採択協議会の中で選定されておりますので、今回、それを案として、こちらの方に挙げているような形になります。あと、最初にありました「特別の教科」道徳以外のというこの表現は、その隣の資料3でこれは(4)同一教科書の採択期間について、2つ目のマルの個所にその特例としての記載があり、最後の部分の方に、小学校の「特別の教科 道徳」の教科書に関しては、無償措置法施行令第15条第2項及び第3項の規定に基づいて、平成29年度及び平成30年度の2年間、同一の教科書を採択しなければならない、ということになっておりそれが根拠となって2年間採択という形をとっています。本来ならば別枠ではあると思うんですけど、一覧の中に一緒に載せてあります。

田端教育長 はい、奥間学校教育部長、どうぞ。

奥間部長 今、馬上課長の方からありましたように、本来であれば4年ごとに入れ替えをするんですけども、ここにありますように、平成32年度、33年度、新しく新学習指導要領が、小学校と中学校で完全実施となりますが、それに伴って新学習指導要領に準拠した教科書検定が小学校は今年、選定が次年度という形を取らないといけないということで、今までは4年間だったんだけど、1年延ばしましょうという形で捉えているということですね。

喜屋武委員 なるほど、わかりました。はい、ありがとうございます。

田端教育長 よろしいでしょうか。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 現場の感覚からすると、検定とか採択が4年周期でありますよね。僕も現場にいる時は、この4年の根拠はなんだろうと思っていました。学習指導要領が10年ごとに変わる件と、そういう中での検定と採択ということは、流れとしては考えられるんだけど。現場にいて感じていたことは、一つの教科で、かなり没頭して研究している先生方は、あんまり教科書に依らないんですよ。教科書で教えるんじゃなくて、教科書の意図する内容と併せたような自作の教材を持ってくるんですよ。そういうふうな先生方というのは、こういうふうな周期というのをきちんと押さえられていて、自分なりにできるものが備わっているなということを感じていたんですが。一般の先生方からすると、4年ごとの検定がどうして4年なんだろう、と感じている先生方はいないのかな。4年ごとというのはどうしてですかね。

馬上課長 今回の文部科学省の通知の方にも、4年ごとのできごととしかないですね。

本仲委員 その感覚しかないですよ。

田端教育長 この無償措置法施行令第15条第1項の規定により、4年間使うということで謳われていますので、法を守りながら、仕事をするということでは、しょうがないのかなと思います。

本仲委員 素直に教科書を持ってきているんじゃないのかな、という感じがするんですよ。教科書は一つの主たる教材であって、自分でこの単元の目標にずれないように、いわゆる自主教材というのは、当然、あって良いだろうし。僕らは水泳を教える時には、学習指導要領とか水泳の指導書には、絶対に依らなかったわけ。こういうのがあって良いんじゃないかなと思うんです。だから先生方は、そういうふうな所をきちっと押さえておく必要はないのかなという感じは、いつもしていましたね。以上です。

田端教育長 学習指導要領の内容が、教えるべき内容でありますし、また、基準でもありますので、そこを目指した上で、メインが教科書とその補足教材という形は、学習指導要領の目指すところを押さえ、しっかりそれで合わさっていくという部分があるのかなという感じがいたします。子ども達が豊かに成長していくために、しっかり使っていくところです。この議案第18号での教科書採択のサイクルについては、ご理解いただけましたでしょうか。特に今回、その4年に1回の採択替えの年ではありますけれども、奥間学校教育部長がおっしゃっていましたように、いずれ2年後に学習指導要領が変わりますので、その時、また、採択替えをしないといけないということでもありますので、4年のところを1年延ばして、今年は5年目と、来年5年目を迎えるのは、採択することになります。いずれにしても教科書は、毎年、採択という作業が出てくるんですけど、今年は、そういった形で、表の中にあるものを採択するという形での提案であります。ご理解いただけましたでしょうか。それでは、この議案第18号でありますけれども、議決に入ってもよろしいでしょうか。議案第18号「平成31年度使用小学校教科用図書の採択について」は、原案のとおりで異議はございませんで

しょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。異議なしとのこと。それでは議案第18号「平成31年度使用小学校教科用図書の採択について」は、議決いたしました。

次の議案に移りたいと思います。議案第19号「平成31年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。奥間学校教育部長、どうぞ。

奥間部長 議案第19号「平成31年度使用中学校教科用図書の採択について」、平成31年度使用中学校教科用図書について、別紙のとおり採択する。平成30年8月14日提出。教育長 田端 一正。提案理由 義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条に基づき、平成31年度使用中学校教科用図書について、採択する必要があるので、この案を提出する。詳細につきましては、学校教育課から説明を行います。

田端教育長 馬上学校教育課長、どうぞ。

馬上課長 先程もありましたように、中学校の方は1年の採択になります。小学校とは1年ずれて、また、再来年に、全ての教科書を新しく検定教科書を採択するという形になります。今年度は、1年採択の継続採択という形で提案しております。よろしく願います。

田端教育長 今年度は、3年目ということになるんですか。

馬上課長 はい。

田端教育長 毎年の採択はするんですけど、通常4年のところの今年は3年目にあたる採択という理解でよろしいのでしょうか。

馬上課長 はい。

田端教育長 この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。大丈夫でしょうか。議決に入りますけれども、よろしいでしょうか。それでは議案第19号「平成31年度使用中学校教科用図書の採択について」は、原案のとおりで異議はございませんでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。異議なしとのこと。では議案第19号「平成31年度使用中学校教科用図書の採択について」は、議決いたしました。

続きまして、次の議案にいきたいと思います。議案第20号「平成31年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。はい、奥間学校教育部長、どうぞ。

奥間部長 議案第20号「平成31年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」、平成31年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について、別紙のとおり採択する。平成30年8月14日提出。教育長 田端 一正。提案

理由 学校教育法附則第9条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条に基づき、平成31年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について採択する必要があるので、この案を提出する。詳細につきましては、学校教育課の方から説明を行います。

田端教育長 馬上学校教育課長、どうぞ。

馬上課長 特別支援学級で使用する教科書の方は、次のページをご覧ください。平成31年度使用の学校教育法附則第9条の規定による一般図書（絵本等）ということで、この内容で選定されております。現在、使われている教科書が資料の中の7ページからあとになります。この一覧の中から、学校や学級、そして子ども達の実態に合わせて、それぞれ選んで使うような形となります。あと、その子の実態にということで申し上げたんですけど、通常の小学校、中学校、それぞれの教科書もあり、それと併せて使う場合もありますが、その場合両方貰うということはできなくて、その中のいずれかを使ってという形になるようです。

本仲委員 この1ページの(1)の④に該当するところですね。

馬上課長 そうですね。④に「一種目について二重に選択することはできない。」とあります。各学校に事前に調査を行って、この中から通常の一般の教科書、特別支援関係のこの図書の一覧にあるもの、このいずれかでその子の実態に合った形で選んでいただくという形になっております。

田端教育長 この件について、ご意見、ご質問の方をお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

喜屋武委員 教えていただいて良いですか。先程の小・中学校の教科書には、予定価格とか金額って入ってなかったんですけど、この特別支援の子ども達のものに関して金額が入っているのはなぜですか。

馬上課長 いずれも文部科学省の方から無償教科書として給付されるものではあるんですが。検定教科書の方には目録という資料があって、その中には金額はあるらしいです。ただ、先程の一覧の中には、確かに載っていないですね。

喜屋武委員 極端に特別支援の子達の教科書というのは高いのかなって、この数字だけ見てしまうとってしてしまったので、そういうことではないということなんですね。

馬上課長 金額からすると、確かに高いですね。特別支援学級の一般図書の値段の方は2倍近くになっていますね。通常の教科書は、大体、千円以内で出てはいるようですけれども。

本仲委員 教科用指導書が高いんですよね。あれは一万円位したんですよね。

喜屋武委員 2つは選べないんですよね。はい、わかりました。

馬上課長 先程の件で、ちょっと補足ですが、先程の小学校と中学校の教科書の一覧は教育委員会の方で作成した資料です。金額を載せなかったのは教育委員会で作っているのもうそれは必要ないだろうということで載せてないだけです。特別支援学級で使うこ

の一般図書の方の資料は、これは文部科学省の方から支給された資料ですので、できるだけ細かく、いろんなデータが載っているのだと思います。

喜屋武委員 わかりました。ありがとうございます。

田端教育長 ほかにございませんでしょうか。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 各教科において教科用指導書というのを先生方は持っていますよね。特別支援学級の教科用指導書はありますか。ぼくは見たことがないもんだから、もしあるんだつたら恥ずかしい。

馬上課長 教師用の教科書というのは、あるんですけど、指導書というのは。

本仲委員 教科用指導書というのは。

佐久田副参事 無償給与している普通教科書用の指導書はあります。

本仲委員 指導書と教科用指導書というのは違いますよね。文部科学省が出している指導書というのは解説が入った指導書だけど、僕が言ったのはこれじゃなくて、出版社から出ている教科用指導書というのがあるでしょう。赤字が入っているやつ。あれがあるか、どうか。

田端教育長 一般図書なので、恐らくないんじゃないかなとは思いますが。ではこれは確認をお願いしたいと思います。ほかにございませんでしょうか。はい、平良委員、どうぞ。

平良委員 8ページのNo9の方になりますけれども、この平成17年度よりタイトルが「心身障害学級・養護学校用～」から、「ゆっくり学ぶ子のための～」という形でタイトルが変更になったと記載されているんですけど、このタイトルが変わった場合に、次年度採択する時に、何か別の方法を取るとか、そういう感じは出てくるんですかね。各年度で採択するという形を取っているというお話だったんですけども、タイトルが変わったということは、パッと見た目にはちょっとわからないと思うんで、その時には、別で採択を取ったりするのかなというのを、ちょっとお聞きしたいなと思いで。

田端教育長 馬上学校教育課長、どうぞ。

馬上課長 特に、別でとかそういう形ではやってはいません。

名嘉指導主事 このリストの記載、全てを見て選ぶと思うんですね。タイトルが変わりましたよということに関しても、リストの記載内容を見て知ることができると思います。

馬上課長 こちらもまたあとで確認をしてよろしいでしょうか。

田端教育長 では確認をお願いします。ただ、毎年、採択はありますので、タイトルが変わったとしても、毎年、新しいタイトルで採択していくということになります。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 ちょっと推測なんだけど、この平成17年というのは、特殊学級から特別支援学級に、特殊学校が特別支援学校に名称が変わった時期じゃないですか。

比嘉委員 2000年位ですね。

本仲委員 そのためのタイトル変更だったのかな。

田端教育長 その辺も確認をお願いしたいと思います。ほかにございませんでしょうか。はい、比嘉委員どうぞ。

比嘉委員 6ページの3の採択方法について、特別支援学校における採択は、校内の採択委員会を設けてということで、学級においても同様な配慮となっているのですが、学校ごとに採択委員会を設けて選んでいるんですか。それとも学校の担任の先生に一任をさせるような形になるんですか。

馬上課長 学校の方から希望を取って、学務課に報告することにはなっています。

比嘉委員 学校ごとで、選び方が違うという感じですか。

馬上課長 それぞれの学校で学校長が最終的には判断する形になると思うんですけど、やっぱり学級担任の意見も聞きながら、この子に応じた教科書の方を報告してもらっているという形を取っております。

比嘉委員 ありがとうございます。

奥間部長 今、馬上課長の方からもありましたけれども、コーディネーターを中心として指導をしています。一人の場合は校長とのやり取りになりますが、今、特別支援学級が、4クラスとか、5クラス位ありますので、やっぱりコーディネーターを中心として、話し合いをして、学校長と相談をして、それを決めるという形でやっておりましたので、普通の学校もそういうふうな形でやっていると思います。

比嘉委員 わかりました。

田端教育長 通常、学校には公務分掌で特別支援教育コーディネーターが必ず一人はおりますので、その方を中心にとということが、奥間部長の今のお話です。校内においては、そのような形で進めているということでもあります。ほかにございますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは議決の方に入りますけど、よろしいでしょうか。それでは議案第20号「平成31年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」は、原案のとおりで、異議はございませんでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。異議なしとのことです。では議案第20号「平成31年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」は、議決いたしました。

次に進みます。議案第21号「平成31年度使用中学校『特別の教科 道徳』教科用図書の採択について」を議題といたします。奥間学校教育部長、どうぞ。

奥間部長 議案第21号「平成31年度使用中学校『特別の教科 道徳』教科用図書の採択について」、平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書について別紙のとおり採択する。平成30年8月14日提出。教育長 田端 一正。提案理由 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条に

基づき、平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書について採択する必要があるのでこの案を提出する。詳細につきましては、学校教育課から説明を行います。

田端教育長 はい、馬上学校教育課長、お願いします。

馬上課長 今回の議案第21号につきましては、中学校「特別の教科 道徳」の教科書の方の選定を行っております。資料の5番の方をご覧ください。ページ番号が6ページになります。こちらの方は、教科用図書那覇地区採択協議会の規約の方を改正いたしまして選定しております。協議会の方も新しく立ち上げまして、旧規約での課題があった面を色々検討しまして、透明性の高い規約をまず作って、それから選定作業を始めようということで、前年度から作業が始まりまして、今年度の最初に規約改正を行っております。その件に関しましては、今年度の第2回の教育委員会会議の方でも説明を申し上げました。少し確認をしたいと思います。規約改正に伴う説明としましては、新教科用図書那覇地区採択協議会の規約では、公正・公平性を高めるとともに、より透明性を持たせるように改正しております。まず協議会の組織編成につきましては、文部科学省からの通知の組織例を参考に、旧規約の選定委員会、理事会、採択協議会が、新しい採択協議会として一つにまとめられており、誰が見てもわかりやすい組織編成となっております。また、協議会の委員は、会議や委員名を公開・公表することで個人に不利益が生じないように、教育委員会の教育長や教育委員、事務局職員などの役職の方々に構成されております。さらに教職員、保護者、地域の方々から広く意見を集めるため、教科用図書展示会の際の意見書では、研究員の調査、分析の参考にすることなども規約の中に明記されております。そして採択の流れですが、資料の6の方、右側の資料になります。資料の6をご覧ください。ページは7ページです。採択の流れといたしましては、まず、最初の方に、教科書巡回展示会というのがありますが、これが5月14日から6月18日の間、各会場持ち回りで行われております。そして第1回の教科用図書那覇地区採択協議会が5月29日に行われました。その際には規約に関する取扱いの運用とか、傍聴人規程等の確認を行っております。また、教科用図書調査の観点等もその時に確認しております。あと、予算等についても確認しております。その第1回を受けまして、6月5日、7月6日の調査研究会を経まして、第2回の教科用図書那覇地区採択協議会が7月12日に行われております。その際には調査報告及び質疑応答、そして協議を行っております。そして第3回の協議会では、調査員からの報告を加味しまして、採択教科書を決定しております。そして現在、選定された教科書を各市町村の教育委員会会議で議案として提出し、採択作業が行われている段階です。那覇市が本日となっております。なお、南・北大東、久米島、浦添の方は、もう既に採択されております。このあと、8月31日までに義務教育課への報告が行われる形となります。

現在、この教科書選定が行われまして、選定されました中学校の「特別の教科 道徳」の教科書が、議案書の次のページになります。平成31年度使用中学校教科用図書が、日本文

教出版株式会社の「中学道徳 あすを生きる」、それぞれ1年、2年、3年の教科書となりました。道徳のノートも一緒に入っております。出版社名は先程申し上げましたとおり、日本文教出版社の道徳の教科書となっております。今回の選定理由といたしまして、各教育委員会に事務局から通知された資料の方で確認したいと思います。選定理由といたしましては、まず一つ目に生徒の思考の流れに沿った示唆や発問の設定等により、授業が行いやすい構成が工夫されている。そのため、教師の経験や力量に左右されることなく、より多くの教師が内容項目に沿って適切な道徳の授業を行うことが期待できる教科書である。また、付属のノートを活用することで、生徒の内面の成長を把握し、評価につなげることができる。そして二つ目としては、教科書展示会の意見書からも、教員の支持が一番多く、調査員の評価も一番高い教科書であるという点ですね。そして三つ目に沖縄の先人等の言葉等が使用されていること等が挙げられておりました。次のページから、それぞれ数値的なもの、内容的なもの、細かい調査分析の結果等がありますので、どうぞご覧ください。以上となっております。

田端教育長 休憩いたします。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

田端教育長 休憩を閉じて、再開いたします。馬上学校教育課長、お願いいたします。

馬上課長 資料6の訂正をお願いいたします。7ページになります。資料6の方ですね。協議会の方の第3回ですね。第3回教科用図書那覇地区採択協議会の中で、「報告を加味してまとめ」の次の方で、「採択教科書」とありますが、これはまだ選定の段階ですので、これは「選定教科書」になります。

本仲委員 決定じゃなくて。

馬上課長 採択教科書の決定ではなくて、選定教科書を決定しております。今はまだ選定されたという段階ですので、選定に訂正をお願いします。あと、その次の四角、これが現在行われている作業ですね。「各市町村教育委員会にて採択結果」とありますが、これも「採択」ではなく「選定」ですね。各市町村教育委員会に選定された結果を通知して、そして最終的には、各市町村教育委員会で採択される形になります。県教育庁義務教育課への報告は、この那覇市教育委員会の採択結果を報告という形になります。その時には採択になります。今回のこの議案が通って、初めて採択となりますので、その辺の文言の修正ですね。2ヶ所訂正をお願いします。

田端教育長 はい、ありがとうございました。それでは、この件について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。今、お手元にお配りされている物が、選定された教科書ということになります。併せてご覧ください。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 今度、選定というところまでこられて、大変、おつかれさまでした。今回は、会議も公開ということであったわけですがけれども、傍聴人はいらっしゃいましたか。

馬上課長 毎回、傍聴人の方はおりました。

本仲委員 1回、2回、3回とも。

馬上課長 はい、3回とも。

本仲委員 良いことですね。良いことだと思います。

田端教育長 よろしいでしょうか。はい、公開することを前提として、那覇地区採択協議会を行ったということになります。ほかにありませんでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 もう一つよろしいですか。先程の7ページですけれど、この流れの中で、一番下の囲み、各市町村教育委員会会議に選定結果を通知ということですが、その下に矢印があって、義務教育課へ採択結果を報告となるわけですよ。ということは、この矢印、このカッコと義務教育課への報告の間に、一つ項目が入りませんか。那覇地区採択協議会として採択決定とか、それを報告という形になるんじゃないですか。

馬上課長 協議会の方は開きません。選定までが協議会の作業です。

本仲委員 ということは那覇地区採択協議会の各市町村が、それぞれで義務教育課にいわゆる報告すると、そういう形ですか。

馬上課長 はい。

田端教育長 あくまでも採択するのは各市町村の教育委員会会議ですので、この場ですね。この場で採択するということからすると、あと一つの四角がここに入ってきて良いような感じはするんですが、この辺は今後、ちょっと工夫していきたいと思います。本日のこの場が採択の場でありますので、どうぞご意見、ご質問等も併せてお願いしたいと思います。

補足として、資料1の1ページにありますとおり、那覇地区採択協議会は5市町村ありますので、5市町村の教育委員会には、選定結果ということで、理由を付して連絡をしてあります。連絡している選定理由の中で、今年は改善点を含めながら入れたということもあります。まず一つ目には、この選定理由に関しましては、中学校の「特別な教科 道徳」が、初めて始まるということで、全ての教員が確実に適切な授業を行うことができるということを助けられる教科書ということで選びました。やはり教科書の中には、ベテランの教員が使いやすいものであったり、あるいは、資料が良かったりとか、それぞれ長短があるわけですよ。非常に良かった点もあったんですけど、初めての「特別な教科 道徳」ですので、全ての教員が皆でしっかりと、より適切な授業が行いやすい教科書ということであったということがここに書かれていることでもあります。これが一番、協議会の中身ということであるわけなんですね。

本仲委員 おつかれさまでした。僕、今これ、参考に手に取りましたけれども、これ中にノートも入っているんですね。こうやって見たので、太いなと思ったんですよ。そしたら普通のノートと違うので、これは楽しそうですよ。しかし、僕らの感覚からすると、道徳に教科書なんて、あんまりそぐわないなあという感じもまだちょっとしますけどね。

田端教育長 特にノートに関しては、何かないですか。選定理由もありますけれども。

馬上課長 ノートに関しましては、協議会の中でもやっぱり賛否両論ありまして、自由度が効かなくなるんじゃないとか、もっと細かい詳しく書かれたノートを添付している教科書もあったんですけど、それだとそちらの方にエネルギーをかなり使ってしまうとか、いろんな意見がありました。その中で、こちらのノートに関しては、多分、授業の中で進める上では特に負担にもならなくて、また自由度はそれぞれの先生方が、別のノートも一緒に併用して使うことも可能だろうということで、この程度の分量であれば、あった方が子ども達のいろんな変容が見られる資料としても使えるということでした。仰る通り、ノートにはいろんな意見が出ていました。

田端教育長 ほかにないでしょうか。よろしいでしょうか。事務局の方で、何か、補足の説明はないですか。展示会で工夫した点とか、ないですか。

名嘉指導主事 5ページをご覧ください。平成30年度の教科用図書巡回展示会の意見書なんですが、昨年度の課題をちょっと改善しました。市役所庁舎等で多くの市民の意見が得られるように、1階に展示会場を設けたり、ホームページに掲載したりしました。また、中学校では、前年度3日間の巡回展示会だったんですが、今年度は5日間に延ばして展示をして、教員や保護者にもいろんな意見をいただくように改善しました。

田端教育長 というような工夫がされています。ほかにございませんでしょうか。はい、比嘉委員どうぞ。

比嘉委員 私も今回、参加させていただいたんですけど、私は保護者の立場からということだったので、道徳の本を家に持ち帰る時に、一緒に子どもと見るという視点をちょっと持たせていただきました。8社全て良い教科書だったんですけど、どんなに良い教科書でも、やっぱり主体となる子どもが興味を持たないといけないということが重点になると思うので、そこでやっぱりこのA社の方が一番良かったなという感触でした。教師の評判も良かったんですけども、素晴らしい教科書であると思うんです。すごく良い体験をさせていただきました。ただ、いたる所にかかなりの量の資料の読み込みがあるので、今回、教科書が道徳だけだから良いんですが、今後は、もし3教科とか、4教科となった時には、大変だなというのを感触であったので、これは今後の課題にしていただければ良いのかなと感じました。以上です。

田端教育長 ありがとうございます。次年度は、更なる改善点をお願いしておきたいなと思います。それでは、ご意見よろしいでしょうか。議決に入りますけれども、よろしいでしょうか。教科書の採択になります。大丈夫ですね。議案第21号「平成31年度使用中学校『特別の教科 道徳』教科用図書の採択について」は、原案のとおりで異議はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 異議なしとのこと。それでは議案第21号「平成31年度使用中学校『特別の

教科『道徳』教科用図書の採択について」は、議決いたしました。採択ということになります。ありがとうございました。

以上を持ちまして、平成30年度第9回教育委員会会議（定例会）を終了いたします。

案件の審議結果

| | | |
|--------|--|---------|
| 議案第16号 | 那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について | 原案どおり可決 |
| 議案第17号 | 那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則について | 原案どおり可決 |
| 議案第18号 | 平成31年度使用小学校教科用図書の採択について | 原案どおり可決 |
| 議案第19号 | 平成31年度使用中学校教科用図書の採択について | 原案どおり可決 |
| 議案第20号 | 平成31年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について | 原案どおり可決 |
| 議案第21号 | 平成31年度使用中学校「特別の教科『道徳』教科用図書の採択について | 原案どおり可決 |